

2024新年号

2024年がみなさまにとって良い年になりますように。

今年もよろしくお祈りします。



2024年正月 京都さつき法律事務所一同

「セキュリティ・クリアランス」って なんでしょう？

弁護士 山下信子

2022年暮れの「徹子の部屋」に出演したタモリが、「来年はどんな年になるとお思いますか」と聞かれて、「新しい戦前になるんじゃないですかね」と答え、反響と憶測を呼びました。素直な私は、タモリは「戦争に異論

を言えば特高警察に捕まり、政府の大事な情報は隠された、戦前の日本ようになっていく」と言っているのだと受け取りました。素直じゃない友人は、タモリがいつものようにへらへらしながら言ったことから、「君たち、どうせなにも言わないで、ひきずられていくだけでしょ」と皮肉ってるのだと深読みしていました。「『新しい戦前』のなかでどう正気を保つか」という本も出ています（TBSのもとキャスター金平茂紀さんと大矢英代さんの対談本）。

タモリ発言の受け取り方は人それぞれですが、戦争準備の法整備が進み、「台湾有事切迫」論や戦時シミュレーションがテレビで流れ、戦々恐々とした空気の昨今、タモリは時代をよく

見ている人なのでしょう。

* * *

このような中、政府は、2024年の国会に、経済安保法（2022年に既に成立済み）の改正案を提出する予定です。案は以下の内容であろうと推測されています（いまだに正式な案は出ていません）。かい摘まむと次のような内容です。

① 秘密保護法の4分野（外交・防衛・テロ・スパイ活動）に、「経済情報」が加わります。経済安保上重要な情報（と政府が考える）経済情報を秘密指定します。

秘密法に違反して情報を漏洩した場合の刑罰は、「2年以下の懲役」から「10年以下の懲役」に厳罰化します（秘密保護法と監視社会については、さつきニュースvol.23 2014年新年



2023年夏 Swedenのcafeで

号に書いたので、よろしければご覧ください。

② 「秘密情報」に接触できる人とできない人を分けるため、民間人についても、政府が身辺調査を行います。これが「セキュリティ・クリアランス制度」とか「適性評価」と喧伝されているもので、調査は、資産・信用情報・精神科を含む医療情報、SNSの投稿、本などの購入履歴、中には不貞行為など、プライバシーの隅々に及ぶことでしょう。

対象となる人は、政府の職員や行政機関に出向している人だけでなく、民間企業の技術者、大学の教員・研究員も対象です。軍事産業だけでなく、「基幹インフラ」（電気・ガス・石油・水道・鉄道貨物自動車運送・電気通信・放送・郵便・金融・クレジットカード）の企業、「サプライチェーン」（直訳すると原材料の仕入れから製品の販売までの供給網）の企業対象です。

つまり膨大な産業に勤務する技術者が、セキュリティ・クリアランスの対象となります。適性の確認を受けるために、家族を含めプライバシーを丸裸にさ

れるのは誰だって嬉しくないのですが、拒否はできることになっていますが、拒めば、会社を取り組む最先端の研究開発から外されることが見えたら、一労働者に拒否する自由と勇気があるでしょうか。

守秘義務は、会社を辞めても一生続くので、自らの専門分野を生かした転職は難しくなり、生涯、研究発表も特許も難しくなる環境下が続くのではと懸念されています。何より、情報を漏洩したと疑われ、大川原化工機事件のようなえん罪で捕らわれるリスクもあります（大川原化工機事件については、さつきニュースvol.40 2023年夏号をご参照ください）。

セキュリティ・クリアランスは、一般的に監視社会が進むというだけでなく、技術職職員や大学の教員研究員である個人の人生に重たい影響を及ぼす法律案です。

こういう話をして、今はとにかく「叩かれる前に準備が大事」という声にかき消されてしまいかもしれません。

でも、戦争は、異論を許さな

い監視社会から生まれることは、日本の戦前の歴史を学ばなくても、今、ロシアでウクライナ戦争に反対した人々が受けている（であろう）迫害や、チベット、香港で見た中国の過酷な秘密保護法制・国家安全法体制を見れば、わかることです。こういうときこそ、合理性、必要最低限度の原則、罪刑法定主義など「法の精神」が大事なのではないのでしょうか。

上記は、京都弁護士会で、2023年12月に開催したシンポジウム「重たい守秘義務・適正評価があなたを襲う～軍需産業支援法・経済安保法の恐怖」の内容です（私も受付係として参加しました）。ゲストの青木理さん（サンデーモーニングのコメンテーター等。大川原化工機事件のルポをされた）と海渡雄一弁護士（日弁連秘密法・共謀罪対策本部委員長）がたくさん語っていただきました。

もうすぐ京都弁護士会のホームページにアップされるので、ご視聴くださったら嬉しいです。

私の特殊能力

弁護士 本條裕子

新型コロナウイルス感染症に関する制限もなくなり、京都市内では観光客の方をたくさん見掛けるようになりました。そうすると、ここ数年眠っていた私の特殊能力が再び発揮されてきました。

その特殊能力とは、ずばり「人に道を聞かれること」です。聞いてこられる方は、老若男女を問わず、日本人の方・海外の方、どちらからも聞かれます。仕事で裁判所に向かっている最中に尋ねられるときもあれば、子ど

もを保育園に送迎している途中で尋ねられることもあり、時間帯も問いません。

先日は、おそらく自由行動中であろう修学旅行生に、二条駅までのバスでの行き方を尋ねられました。日本人女性の旅行客に「この辺でご飯食べられるお店はありますか？」と聞かれて、私が知っているお店とその場でスマートフォンで調べた近くのお店をお伝えしたこともありま

ダマされるにはワケがある ～18歳からもう「大人」？ 続編～

弁護士 本條裕子



「なぜ人はダマされると思いますか？」——こう質問されたとき、皆さんはどう答えるでしょうか？

色々なお答えがあると思いますが、1つの答えは「**熟慮する脳のシステムがサボりやすいから**」です。今回は、近畿弁護士会連合会大会のシンポジウム「若年成人の消費者被害を考え

る一成年年齢引き下げ後の動向を踏まえて」にて聞いてきたお話の紹介です（これまでの成年年齢引き下げについての記事〈さつきニュースVol.32・Vol.38〉は当事務所ホームページよりご覧いただけます）。

人間の脳の意味決定のシステムは、「自動システム」と「熟慮システム」に分かれていて、「自動システム」は外部情報に素早く反応・判断するシステム、「熟慮システム」は情報を総合して理性的に判断するシステムだそうです。咄嗟に反応する「自動システム」は15歳頃で完成しますが、よく考える「熟慮システム」は25～30歳頃で完成するそうです。そうすると、そもそも20代前半までは「よく考える」ことが脳のシステム的に苦手（やはり若年成人の保護は必要）、ということですね。

さらに、この「熟慮システム」は、不安・興奮・困惑・焦り・疲労などによって麻痺しやすい（サボりやすい）ため、ダマそうとする人は、「熟慮システム」を麻痺させて「自動システム」ですぐ判断（契約）させようとするのです。たとえば、不安を煽って契約させるとか、「期間限定」・「まもなく終了」など決定を焦らせて契約するとかいった方法があります。

このように、ダマされるのは、「**熟慮する脳のシステムがサボりやすい（麻痺しやすい）**」からです。にもかかわらず、冒頭の「なぜ人はダマされるのか？」の問いに関しては、「相手のウソを見抜けなかったから」、「注意が足りず、おいしい話に目が眩んだから」といったような、被害者の落ち度を指摘する答えをよく聞きます。その

す。

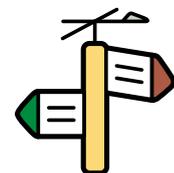
その前は、海外から来られたご家族にホテルの場所を尋ねられました。海外の方に尋ねられた場合は、残念ながら英語が堪能ではないため、僅かに知っているフレーズとジェスチャー、スマートフォンを駆使して、何とか説明しています（スマートフォンは便利ですね）。

裁判のため、東京高等裁判所に出張していたときも、東京の

地下鉄の駅で道を聞かれ、心の中で「なんでやねん」と突っ込んでいました。

家族にその話をしたところ、私の特殊能力の原因は、「何となくちゃんと対応してくれそうな空気を出しているからではないか」、ということでした。しかも、それは「ダマしやすそう（応じてくれそう）な空気でもあり、気を付けるべき」とも言われてしまいました。

職業は弁護士なのに、「ダマしやすそうな空気」をまとっているってどうなのでしょう……。でも、相手を油断させるには良いのかも？ 皆さんには何か特殊能力はありますか？



原因は、「ダマされた人が悪い・注意が足りない」という考えが根強く蔓延していることにあるように思います。ダマされないように注意することは大事であっても、既にダマされてしまった人の落ち度を指摘しても、その人を苦しめ、孤立させ

るだけです。消費者被害を防ぐためには、ダマされないように気を付ける・学習することとともに、ダマされてしまった人にも寄り添い、相談できる（孤立させない）社会的な風潮を生み出していくことが必要ではないかと思っています。

【お誘い】

第53回 憲法と人権を考える集い

京都弁護士会主催 京都府共催

キミの過去は、キミの未来を決めない

～知る見る変える 子どもの貧困 今私たちにできること～

第53回 憲法と人権を考える集い
キミの過去は キミの未来を決めない
～知る見る変える 子どもの貧困 今私たちにできること～

知っていますか？

Q 20年前と現在、貧困状態にある子どもの割合は？

20年前 7~8人 → 現在 7~8人

法律ができて、変わっていません。 A

10年前、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」ができましたが、状況は変わりません。「子どもの貧困」は、「見えない貧困」です。「子どもの貧困」を放置することは、私たちの社会の未来を脅かすリスクです。シンポジウムでは、「子どもの貧困」の現状、変えていくために行われている方策、その課題を知り、京都で子どもの学習支援や居場所支援等を行っている団体の活動から学び、「子どもの貧困」を他人ごとではなく「自分ごと」として捉えなおそうとすることを目指します。

参加費 無料 申込 不要

謎解き 子ども楽しめる 謎解きイベントを実施!!

子ども食堂体験 昼食無料配布 (複数席定員 原則10名程度まで)

ブース出展多数 子ども居場所を作っている 団体のブースも多数出展予定

プログラム 1/21(日) 午後1時～午後5時(予定) 午後0時30分開場 開場時からの入場自由

01 トークショー(定員300名) 産まれた環境で人生は決まらない

02 パネルディスカッション(定員300名) 改めて「子どもの貧困」を考える

京都産業会館ホール

お問い合わせ 075-231-2378

https://www.kyotoben.or.jp/

無料の託児所サービス(予約制)をご利用希望の方は、お問い合わせください。

主催 京都弁護士会 共催 京都府

後援 京都市 宇治市 城陽市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 福知山市 舞鶴市 綾部市 京都市 京丹波市 南丹市 木津川市 大山崎町 久美町 井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 梅原町 山崎町 丹波市 伊根町 身延町 京都市村会 京都府庁舎 京都府教育委員会 京都府労働委員会 京都府社会福祉協議会 京都府社会福祉協議会 京都府工務局 福知山市会 宇治郡工務局 亀岡市工務局 KBS京都 エフエム京都 京都新聞 朝日新聞京都版 読売新聞京都版 毎日新聞京都版 産経新聞社京都版 法テラス京都 京都弁護士協同組合 日本弁護士連合会(国不問)

事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所 (延寿堂第二ビル2階)

河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車で越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

この冬は保育園や小学校ではインフルエンザが流行し、大人も風邪を引いたあと症状が長引いている人が多いようです。山下も1カ月近くすっきりしない日々を送り、そのため、さつきニュースの発行が遅れてしまいました。皆さまもお気を付けください。今年もよろしくお祈りします。(弁護士 山下信子)

パッキンさんと渡辺由美子さん(日本の子どもの支援活動を続けておられる)の対談をはじめ、改めて子どもの貧困について考える内容です。子ども食堂の体験、子どもさんが楽しめるイベント、子どもの居場所を作っている団体のブースもあって、楽しめる会場にもなっています。興味のある方はぜひ、お出かけください。(弁護士 山下信子)

1月21日(日曜日)午後1時～ @京都産業会館ホール(四條烏丸西入る南側) 詳しくは https://www.kyotoben.or.jp/syokai_kenjin.cfm

「憲法と人権を考える集い」は、1971年から毎年、京都弁護士会が力を注いで開催してきたシンポジウムです(ちなみに、

50回目の実行委員長は山下がつとめ、これは山下の「密かな誉れ」です)。今回は、子どもの貧困について取り上げます。